

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年五月二十日法律第三

十九号）（同法附則第一条第一号から第三号までの規定を除く。）の施行期日を平成二十二年四月一日とし

、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日を平成二十三年四月一日とすること。